

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和2年1月9日(2020.1.9)

【公表番号】特表2019-505605(P2019-505605A)

【公表日】平成31年2月28日(2019.2.28)

【年通号数】公開・登録公報2019-008

【出願番号】特願2018-527185(P2018-527185)

【国際特許分類】

C 0 9 D	127/12	(2006.01)
H 0 1 B	1/22	(2006.01)
H 0 1 M	8/0221	(2016.01)
H 0 1 M	8/0213	(2016.01)
H 0 1 M	8/0206	(2016.01)
H 0 1 M	8/021	(2016.01)
C 0 9 D	127/16	(2006.01)
C 0 9 D	201/00	(2006.01)
C 0 9 D	5/24	(2006.01)
C 0 9 D	163/10	(2006.01)
H 0 1 M	8/0228	(2016.01)
H 0 1 M	8/10	(2016.01)

【F I】

C 0 9 D	127/12	
H 0 1 B	1/22	A
H 0 1 M	8/0221	
H 0 1 M	8/0213	
H 0 1 M	8/0206	
H 0 1 M	8/021	
C 0 9 D	127/16	
C 0 9 D	201/00	
C 0 9 D	5/24	
C 0 9 D	163/10	
H 0 1 M	8/0228	
H 0 1 M	8/10	1 0 1

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月25日(2019.11.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも(組成物の質量%で)、

導電性充填剤として、その質量平均サイズが1μmから100μmの間である、75質量%～95質量%の導電性微小粒子と、

疎水性、金属接着性のポリマーマトリックスとして、以下の少なくとも2種の異なるポリマーを含む、5質量%～25質量%のポリマーマトリックス(「P」と表す)：

a) P1：質量平均分子量(「Mw」と表す)が100000から1000000g/

molの間である、熱可塑性フルオロポリマー、

b) P2: ガラス転移温度が30から150の間である熱硬化性樹脂を含む、疎水性、導電性、金属接着性のコーティングとして特に有用な固体組成物。

【請求項2】

微小粒子の含量が、80質量%～95質量%の範囲内である、請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

微小粒子が、黒鉛微小粒子を含む、請求項1又は2に記載の組成物。

【請求項4】

ポリマーP1が、フッ化ビニリデンのホモポリマーまたはコポリマーを含む、請求項1から3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項5】

ポリマーP1が、50未満のガラス転移温度を有する、請求項1から4のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項6】

ポリマーP1が、250未満の融点を有する、請求項1から5のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項7】

熱硬化性樹脂P2のガラス転移温度が、80から150の間である、請求項1から6のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項8】

P2が、ビニルエステル樹脂を含む、請求項1から7のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項9】

P2/P1質量比が、0.2から5の間である、請求項1から8のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項10】

固体組成物中のポリマーP2の含量が、2質量%から15質量%の間である、請求項1から9のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項11】

少なくとも、その表面が少なくとも部分的に金属である基体であって、少なくとも前記金属部分が、請求項1から10のいずれか1項に記載の固体組成物で被覆されている前記基体。

【請求項12】

請求項1から10のいずれか1項に記載の固体組成物で被覆されている、燃料電池用のスチールバイポーラプレート。